

青森県報

第四千五百二二号

平成三十年
九月十四日
(金曜日)

目次

告 示

- 家畜商講習会の開催……………(畜産課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……二
- 公 告
- 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……三
- 県有船舶の売却に係る一般競争入札……………(水産振興課) ……三
- パワセンジャーステップ車の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……四
- 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……五
- 右 同……………(中南地域) ……六
- 教育委員会
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学校施設課) ……六
- 公安委員会
- 警備員の検定合格者審査の実施……………(保安課) ……七

告

示

青森県告示第六百四十号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令(昭和二十八年政令第二百五十二号)第一条の二第一項の規定により公示する。

平成三十年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催日時

平成三十年十月三十日午前九時から同月三十一日午後五時まで

二 開催場所

青森県庁西棟八階中会議室 青森市長島一丁目の一

三 講習科目及び時間数

講習科目及び時間数は、次のとおりとする。ただし、獣医師の免許を受けている者にあつては2及び3について、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては2について受講することを要しない。

1 家畜の取引に関する法令 四時間

2 家畜の品種及び特徴 四時間

3 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 六時間

四 受講希望者は、受講願書に次に掲げる書類を添えて、平成三十年十月十二日までに青森県農林水産部畜産課に提出すること。

1 三千四百円(獣医師の免許を受けている者にあつては千八百円、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては二千七百六十円)分の青森県収入証紙

2 写真(願書提出前六か月以内に撮影したもので、大きさは、縦四センチメートル、横三センチメートルとする。)

3 住民票の写し(願書提出前三か月以内に交付を受けたもの)

4 獣医師又は家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては、当該免許に係る免許証の写し

五 その他

1 受講願書用の用紙は、青森県農林水産部畜産課、各地域県民局地域農林水産部及び市町村役場に備え付けてあるので請求すること。

2 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

- 3 受講者は、最寄りの公共交通機関を利用すること。
- 4 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課又は各地域県民局地域農林水産部に問い合わせること。

青森県告示第六百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	三三八号	三沢市大字天ヶ森字天ヶ森一三の一六六から 三沢市大字三沢字庭構四九の一〇七一まで	前 後	六・二メートルから 一八・四メートルまで	一、一七五・五〇メートル	
2	県道	天ヶ森三沢線	三沢市大字三沢字庭構四九の一〇五四から 三沢市大字三沢字庭構四九の一〇四三まで	前 後 後	一〇・〇五メートルから 二二・〇八メートルまで 一四・六〇メートルから 三二・〇六メートルまで	二〇六・七六メートル 二二四・一五メートル	

青森県告示第六百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年十月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

青森県知事 三村 申 吾

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年十月十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年九月十四日

青森県知事 三村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道八戸環状線	八戸市北インター工業団地六丁目一二四から 八戸市大字尻内町字下毛合清水九の三五まで	平成三〇・九・二四

公

告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
U マート弘大前店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社あさひほうむ

弘前市大字早稲田二丁目二の五

代表取締役 葛西重明

2 弘前銘醸株式会社

弘前市大字富田三丁目七の一

代表取締役 加藤宏幸

三 弘前市の意見の概要

1 荷捌き時間が延長となることについての周辺環境に与える影響は少ないものと思われるが、今後の状況等の変化には十分に留意し、新たに生じる影響を最小限に抑えるための適切な対応をすること。

2 周辺住民から騒音に関する苦情等が寄せられた場合には、誠意を持って対応することはもとより、苦情の発生を未然に防ぐための最大限の配慮をすること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

平成三十年九月十四日から同年十月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

県有船舶の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

汽船はやかぜ（漁業取締船はやかぜ）の売却

二 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

青森市 青森漁港東端岸壁取締船係留場所

四 売却する物件の構造を説明する書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県農林水産部水産局水産振興課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎南棟四階 A会議室

2 日時

平成三十年十月三十一日 午後一時

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金

額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から十五日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成三十年十月三十一日午前十時から午前十一時まで青森漁港東端岸壁取締船係留場所において現場説明を行う。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、見積もった金額を入札書に記載すること。

~~~~~ パッセンジャーステップ車の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成三十年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品(以下「調達物品」という。)の購入とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の適用を受ける。

パッセンジャーステップ車 一台

2 調達物品に要求する性能等は、入札説明書による。

二 納入期限

平成三十一年三月二十二日

三 納入場所

青森市大字大谷字小谷一の五 青森空港管理事務所

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十九年七月三日青森県告示第四百九十九号(物品等の競争入札参加資格)の一、又は平成三十年二月十三日青森県告示第九十五号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。

3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

5 調達物品又はこれと同等の類似品について納入実績があることを証明した者であること。

6 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。

2 提出時期等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成三十年十月五日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。

3 提出場所

青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ
電話 〇一七―七三四―九一〇四

4 提出部数 二部

六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ
電話 〇一七―七三四―九一〇四

七 入札の日時及び場所

1 日時

平成三十年十月二十六日(時間は、入札説明書による。)

2 場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 南棟一階会計管理課入札室

八 入札執行回数

原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三月青森県規則第十号)第五百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

One (1) Passenger Step Vehicle

2 Time limit for tender:

26 October, 2018

(Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:

Account Management Division

Accounting Bureau

Aomori Prefectural Government

1-1-1 Nagashima

Aomori City, Aomori 030-8570

JAPAN
TEL 017-734-9104

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年九月十四日

- 一 商号又は名称 株式会社幸成工業
- 二 代表者の氏名 成田幸樹
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字三内字丸山三九三の二八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ八)第一五八八号
- 五 取消年月日 平成三十年八月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年八月二十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年九月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大幸建設
- 二 氏名 村上秀美
- 三 主たる営業所の所在地 黒石市大字上十川字大野六番六六の八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ八)第一四一一〇号
- 五 取消年月日 平成三十年八月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成三十年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年九月十四日

青森県教育委員会教育長 和 嶋 延 寿

- 一 物品等の名称及び数量
青森丸重油供給単価契約 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県教育庁学校施設課
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十年八月三日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社七洋
八戸市新湊三丁目七の六
- 六 契約金額
一キロリットル 八万六千九百四十円
- 七 随意契約の理由
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の二第一項第八号
契約の相手方を決定した手続
- 八 購入物品を確実に納入できると判断した申請書を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格の見積りを行った者と随意契約により契約を締結したものである。
- 九 入札の公告を行った日
平成三十年六月二十二日

公安委員会

青森県公安委員会告示第百五号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査。以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成三十年九月十四日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成三十年十月三十一日（水）午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条各号に掲げる次の審査及びそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

1 空港保安警備業務に係る一級の審査

検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する空港保安警備（次号において「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

2 空港保安警備業務に係る二級の審査

空港保安警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 施設警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

4 施設警備業務に係る二級の審査

常駐警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 交通誘導警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する交通誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

6 交通誘導警備業務に係る二級の審査

交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

7 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する核燃料物質等危険物運搬警備（次号において「核燃料物質等危険物運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

8 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る二級の審査

核燃料物質等危険物運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

9 貴重品運搬警備業務に係る一級の審査

旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備（次号において「貴重品運搬警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

10 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査

貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

種 別 及 び 級	予定定員
空港保安警備業務に係る一級及び二級の審査 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る一級及び二級の審査 貴重品運搬警備業務に係る一級及び二級の審査	合計三十名

四 審査の申請手続

1 申請の受付期間等

(一) 受付期間

平成三十年十月一日（月）から同月五日（金）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県内に所在する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に所在する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

四の2の申請場所に申請書類を持参して行うこととし、郵送等による申請は認めない。

4 申請書類

検定規則附則別記様式の審査申請書一通に、次に掲げる書面等を添付すること。

ただし、審査申請者が次に掲げる(一)、(二)に該当する場合は(一)、(二)のいずれかを、青森県公安委員会が交付した旧合格証に係る審査を受ける場合は(一)、(二)に掲げる書面の全てをそれぞれ添付することを要しない。

(一) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有する者で青森県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面

(二) 青森県公安委員会以外の都道府県公安委員会が交付した旧合格証を有し、青森県内に所在する営業所に属する警備員は、営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真（申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）一葉

(四) 旧合格証の写し

5 審査手数料

四千七百円分の青森県収入証紙により、審査申請書提出時に納入すること。

五 審査事項等

1 学科試験

(一) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。

(二) 法令に関すること。

(三) 警備業務の実施に関すること。

(四) 警備業務に係る事故が発生した場合の応急の措置に関すること。

2 実技試験

警備業務に係る事故が発生した場合の応急の措置に関すること。

3 審査は、学科試験、実技試験の順に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

4 審査に関する留意事項

審査当日は、筆記用具、印鑑及び旧合格証を持参すること。

六 審査申請に関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部保安課

電話〇一七―七二三―四二一一

2 青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭